

改正個人情報保護法の内容と 今後の課題

弁護士・ひかり総合法律事務所
板倉陽一郎

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

個人情報保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現及びマイナンバーの利用事務拡充のために所要の改正を行うもの

個人情報保護法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

番号利用法

特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

- 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
⇒預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

内閣官房作成法案概要資料より

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の構造

(個人情報保護に関する法律の一部改正)

第1条 個人情報保護委員会の組織法部分のみ

第2条 その他全部

第3条 番号法の条ズレへの対応

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第4条～第7条 (略)

附則(抜粋)

附則第1条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第7条第2項、第10条及び第12条の規定 公布の日

2 **第1条**及び(略) 平成28年1月1日

3～6 (略)

附則第7条第1項 特定個人情報保護委員会の委員長又は委員は個人情報保護委員会の委員長又は委員に横滑り

附則第11条 小規模事業者への配慮

附則第12条第1項 行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法への匿名加工情報の導入及び個人情報保護委員会の監督についての検討

同第2項 施行後3年後、委員会的人的体制の整備、財源の確保その他の改善につき検討、所要の措置

同第3項 施行後3年ごと検討及び所要の措置

同第5項 オムニバス法制(「一体的に規定」)への検討

個人情報保護法の改正のポイント

内閣官房作成法案概要資料より

1 個人情報の定義の明確化

- 1-1 個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）
- 1-2 要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備

2 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- 2-1 匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- 2-2 個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

3 個人情報の保護を強化

- 3-1 トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- 3-2 不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設

4 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- 4-1 個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

5 個人情報の取扱いのグローバル化

- 5-1 国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- 5-2 外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

6 その他改正事項

- 6-1 本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
- 6-2 利用目的の変更を可能とする規定の整備
- 6-3 取り扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

目的, 法制上の措置等

旧第1条(目的)

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

旧第6条(法制上の措置等)

政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

新第1条(目的)

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の**適正かつ効果的な活用が新たな産業の産出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること**その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

新第6条(法制上の措置等)

政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、**国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合の取れた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。**

1. 個人情報の定義の明確化

1-1 個人情報の定義の明確化(身体的特徴等が該当)

旧第2条1項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

新第2条1項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。))で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。))をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

1. 個人情報の定義の明確化

1-1 個人情報の定義の明確化(身体的特徴等が該当)(続)

旧第2条1項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

新第2条2項

この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

★「特定の」が政治的に挿入されたことによる解釈上の影響をどう考えるか？

1. 個人情報 の 定義 の 明確化

1-2 要配慮個人情報(いわゆる機微情報)に関する規定の整備

憲法第14条1項

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条1項柱書

金融分野における個人情報取扱事業者は、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報(以下「機微(センシティブ)情報」という。)については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。

新第2条3項

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

新第17条2項

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一～四(略 注:23条1項各号と同様)

五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第67条1項各号に掲げる者(注:適用除外となる報道機関等)その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

2.適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

2-1 匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備①

定義関係

新第2条9項

この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報(①)であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものの(②)をいう。

- 一 第1項第1号に該当する個人情報(注:従来型個人情報) 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 二 第1項第2号に該当する個人情報(注:個人識別符号型個人情報) 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

新第2条10項

この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの其他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第36条第1項において「匿名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第5条各号に掲げる者(注:行政機関など)を除く。

新第2条9項に関する問題点

(1)「仮名化すれば匿名加工情報」は正しいか？

⇒「匿名加工情報」とは、

①2条9項各号の措置を講じて特定の個人を識別することができないように...加工して得られる個人に関する情報

(であって)

②当該個人情報を復元することができないようにしたもの(=個人に関する情報)

※36条1項は「特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準」と規定

(2)安全管理措置の一環として行われる仮名化等も「匿名加工情報を作成」に該当するのではないか？(高木浩光博士の問題提起)

(3)匿名加工情報かつ個人情報ということがあり得るか？

(4)「復元することができないように」とはどういう状態か？

番号法2条14号

...「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等(...)の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、...

電波法109条1項

「暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、...」

2.適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

2-1 匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備②

第四章第二節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

新第36条

個人情報取扱事業者は、**匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)**を作成するときは、**特定の個人を識別すること(①)及びその作成に用いる個人情報を復元すること(②)ができないようにするために**必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、**その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前号の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なもの**として個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、**当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目**を公表しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、**第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示**しなければならない。

新第36条(続)

5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る個人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 (安全管理措置、苦情処理及びそれらの内容公表)

新第37条 (匿名加工情報の提供)

新第38条 (識別行為禁止)

新第39条 (安全管理措置等)

匿名加工基準に定められる内容

①特定個人識別性排除及び②個人情報復元排除の基準(法36条1項関係)

・安全管理措置基準(同2項関係)

・公表すべき匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目(?)及び公表方法(同3項関係)

・公表すべき、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目(?)及び提供方法の公表方法(同4項関係)

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備①

(1) 匿名加工情報



2.適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

2-2 個人情報保護指針の作成や届出, 公表等の規定の整備

旧第43条1項

認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下「個人情報保護指針」という。)を作成し、公表するよう努めなければならない。

旧第43条2項

認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

新第53条1項

認定個人情報保護団体は、対象事業者の**個人情報等(注:個人情報及び匿名加工情報。初出は40条1項)**の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示の請求等に応じる手続その他の事項又は**匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項**に関し、**消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聞いて**、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下「個人情報保護指針」という。)を作成するよう努めなければならない。

新第53条2項 (個人情報保護委員会への届出)

新第53条3項 (個人情報保護委員会による公表)

新第53条4項

認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置を**とらなければならない。**

★Enforceable Codes of Conductとマルチステークホルダープロセスという当初の目論見はどこまで達成されたか?

3.個人情報保護を強化 3-1トレーサビリティの確保

新第25条

1 個人情報取扱事業者は、個人データを**第三者(第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。)**に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれか**(前条の規定による個人データの提供にあつては、第23条第1項各号のいずれか)**に該当する場合は、この限りでない。

2 (保存義務)

新第26条

- 1 (受領の際の確認義務)
- 2 (虚偽告知禁止)
- 3 (確認記録作成義務)
- 4 (保存義務)

新第25条, 第26条に関する問題点

(1)第2条第5項各号に掲げるものを除く

行政機関等が間に挟まった場合、トレーサビリティが切断される。独立行政法人等、地方独立行政法人等を一律に除いてよいか。

(2)外国にある第三者への提供の制限の場合は委託, 合併, 共同利用も含まれる

クラウドが委託であるとする、クラウド上のデータ操作がすべてトレーサビリティの対象にならないか。

3. 個人情報の保護を強化

3-2 不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設

新第83条

個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第87条第1項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業員又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

「不正な利益」の解釈

行政機関個人情報保護法54条と同じ文言。

「何らかの経済的利益を不正に得る目的」(右崎他編『新基本法コメンテ 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』(日本評論社、2013年)361頁(中空壽雅執筆)), と解するとレピュテーションを下げる目的は含まれない。

4.個人情報保護委員会の新設及びその権限

新第7条(基本方針の案の作成権限, 消費者委員会から移管)

新第5章

新第59条 (内閣府設置法49項3項)

新第60条

委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ...

新第61条 (任務)

新第62条 (所掌事務, 基本方針の作成含む。消費者委員会からは完全に手を離れる)

新第63条 (独立性)

新第64条

1 委員長及び委員8人

2 非常勤4人

3 両院同意人事

4 ①個人情報保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験者, ②消費者保護, ③情報処理技術, ④特定個人情報を利用される行政分野, ⑤民間企業の実務, ⑥地方連合組織の推薦する者, が含まれる

新第65条 (任期5年等)

新第66条 (身分保障)

新第70条 (専門委員, 内閣総理大臣任命)

新第4章第3節 監督

新第40条 (報告及び立入検査)

新第41条 (指導及び助言)

新第42条 (勧告及び命令)

新第43条 (旧35条)

新第44条 (権限委任, 事業所管大臣, 特に金融庁)

新第45条 (事業所管大臣から委員会への措置請求)

新第46条 (旧36条)

新第77条 (地方公共団体が処理する事務)

5. 個人情報の取扱いのグローバル化

5-1 国境を越えた適用と

外国執行当局への情報提供に関する規定の整備

国境を越えた適用

新第75条

第15条, 第16条, 第18条(第2項を除く), 第19条から第25条まで, 第27条から第36条まで, 第41条, 第42条1項, 第43条及び次条の規定は, **国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報**を取得した個人情報取扱事業者が, 外国において当該個人情報または当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても, 適用する。

外国執行当局への情報提供

新第78条

- 1 情報提供可能
- 2 刑事事件での使用不可原則
- 3 2の例外(相互主義等)
- 4 法務大臣又は外務大臣の確認

「標的基準」の採用

①「国内にある者に対する物品又は役務の提供」

②「その者を本人とする個人情報」

英語版しか提供されていない段階でのウェブサービスやオンラインショッピングに適用できるかは、「国内にある者に対する」の解釈問題。

「物品又は役務の提供に関連して」なので、横流しされた場合の個人情報取扱事業者には適用がないのではないか？

5. 個人情報の取扱いのグローバル化

5-2 外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

新第24条

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（**個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。**以下この条において同じ。）にある第三者（**個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。**以下この条において同じ。）に**個人データを提供する場合**には、**前条第1項各号に掲げる場合を除く（注：現23条1項各号と同じ）**ほか、あらかじめ**外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意**を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

同等性認定

米国や中国から同等性認定を求められたらどうするのか？
米国セーフハーバーは欧州司法裁判所で裁かれる

日本版セーフハーバー

違反した場合の実効性？

「個人データを提供」

23条5項各号は除かれていないので、委託、合併、共同利用等も含まれる。

「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」

提供に関する同意とは別

6. その他改正事項

6-1 本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出, 公表等厳格化

旧第23条2項

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の手段又は方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

新第23条2項

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ(要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、**個人情報保護委員会規則で定めるところにより**、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、**個人情報保護委員会に届け出たときは**、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一・二 (改正なし)
- 三 第三者への提供の方法
- 四 (改正なし)
- 五 **本人の求めを受け付ける方法**

新第23条3項 事項変更の知りうる状態に置く義務及び個人情報保護委員会への届出義務

新第23条4項 個人情報保護委員会による公表

★ベネッセ事件を受けての改正項目であり、「厳格化」のみ。オプトアウトで「合法化」している各簿屋は委員会により公表されることになる

6. その他改正事項

6-2 利用目的の変更を可能とする規定の整備

旧第15条2項

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

新第15条2項

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、**変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲**を超えて行ってはならない。

★法律案骨子案において「オプトアウトによる利用目的変更」が含まれていたものが、その後の議論で削除され、代替として加えられた。殆ど死文化していたといわれる条文であり、「相当の」の削除による影響は未知数。

6. その他改正事項

6-3 取り扱う個人情報量が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

旧第2条3項

この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一～四（略）

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

施行令第2条

法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であつて、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。）の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの
イ 氏名

ロ 住所又は居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）

ハ 電話番号

二 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

新第2条5項

（旧第2条3項5号「その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」）を削除

改正法附則11条

個人情報保護委員会は、**新個人情報保護法第8条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては**、この法律の施行により旧個人情報保護法第2条第3項第5号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者になることに鑑み、**特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。**

6. その他改正事項

6-3 取り扱う個人情報量が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応(続)

旧第2条2項

この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

施行令第2条柱書括弧書

(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であつて、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)

新第2条4項

この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

6. その他改正事項 開示請求権等

旧第25条1項

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一～三 (略)

新第28条1項

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

新第28条2項

個人情報取扱事業者は、**前項の規定により請求を受けた**ときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

新第29条 (訂正等)

新第30条 (利用停止等)

新第34条 **事前の請求の義務付け**

※ 新第27条1項3号, 2項(改正なし)により、**保有個人データの利用目的の開示は「求め」のまま**

★旧法での「求め」に具体的請求権があるという説に従って法改正したとすると規制強化ではないか？

6. その他改正事項 消去義務

旧第19条

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

新第19条

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

★従来から利用する必要がなくなった場合は目的外利用である解釈されてきたが、消去すべき義務がより明確になった。但し努力義務。

6. その他改正事項 苦情処理及びあっせん

苦情処理及びあっせん体制

従来の体制(地方自治体の消費生活センター等+国民生活センター)との調整, 日常的な苦情処理をどのように扱っていくのか?

新第61条柱書

委員会は, 前条の任務を達成するため, 次に掲げる事務をつかさどる。

新第61条2号

個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること(第4号(注:マイナンバーに関する同様の規定)に掲げるものを除く。)

今後の課題

- 最低限のインフラは整った
 - 国際的整合(新法6条)
 - 個人情報保護委員会の設置(新法第59条)
 - 3年「ごと」見直し(改正法附則12条3項)
- 国会審議
- 下位法令, 認定個人情報保護団体の個人情報保護指針